

タイにおける知的財産行政を巡る

現状や展望



Rouse & Co. International (Thailand) Ltd. PRASIT SIRICHEEPCHAIYAN

Rouse & Co. International は1990年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界13カ国に計16の拠点を有し、600名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィスは(バンコク)は2000年設立。2013年にはミャンマーにもオフィスを開設している。当事務所のエグゼクティブである SIRICHEEPCHAIYAN 氏は元審査官であり、機械工学審査部長を務めた経歴を有する。

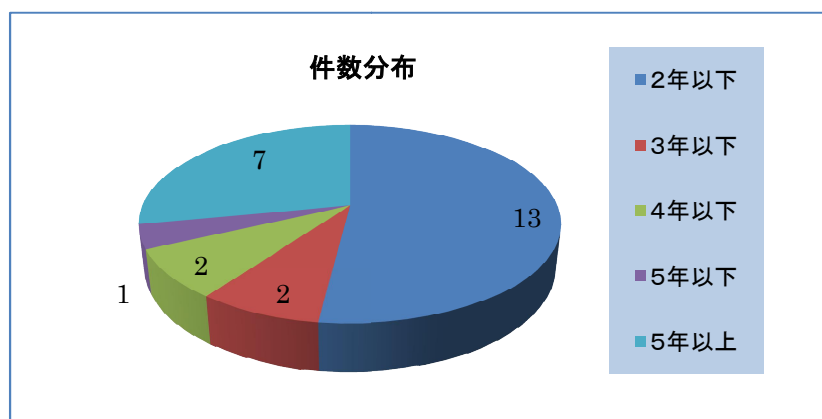
タイ知的財産協会(IPAT)の検討委員会は2014年11月5日、知的財産局(DIP)新長官である Malee Choklumlerd 氏と会合を持ち、DIPの主要局員を交え、知的財産行政を巡る現状や展望を主題とするミーティングを実施した。

特許に関しては、認可迄の所要期間短縮を実現する手段として、日本との特許審査ハイウェイ(PPH)への関心が高まっている。PPHは原出願国(日本)での審査結果が重用され、DIPによるオフィスアクション(OA)の発行なしに認可されとの背景があるが、他方、ASEAN特許審査プログラム(ASPEC)適用出願の状況を見ると、加盟国であるシンガポール特許庁によるOAが発行されている出願について、DIPによる更なるOAが発行されている場合も見られる。この点について長官は、PPHあるいはASPEC適用出願に関してDIP審査官は(他国での審査結果を盲信することなく)独自の審査・検討を行い、必要に応じてOAを発行していく姿勢を示している。

特許の場合、一般に、出願から認可に至る迄の所要期間は現状で3~4年、もしくはそれ以上(DIP調べでは平均6年強)と認識されている。

当所では月毎の出願公開データに基づき、様々な観点からの統計分析を試みているが、PCT出願を見ると、タイにおける国内段階移行手続き後、出願公開迄の所要期間は概ね1年半程(パリルート出願の場合は出願日より約3年程度で公開)であり、所要期間が長いことの原因は、必ずしも実体審査に時間がかかることのみ

あるとは言えない。但し、DIP への確認を通じて得られたデータを分析した結果、PPH 適用出願のおよそ4割については、出願（ないし国内移行）より2年以内で認可に至っている事実が確認されており、日本企業が早期の権利取得を果たす上で、PPH の効用は大きいものと思われる。



DIPより入手されたデータ(2014年1～6月迄のPPH適用出願59件の内、認可済みと確認された25件について、出願から登録迄の所要期間を試算したもの。

商標に関しては、懸案の二法案（「音」及び「におい」を商標権による保護範囲に含める旨の法案、及び、マドリッドプロトコルへの加盟に関わる法案）が議事上がったが、関連当局、商標権者を含む産業界や学术界、そして事務所等実務関係者といった関係各所との議論や調整を経てコンセンサスを獲得し、法案が可決に至るまでには、今しばらく時間を要するものと見られる。また、現行の著名商標登録関連法規については、当該法規が商標法ではなく行政法上の規定であることから、商標局による運用上の問題（行政法に基づき著名商標登録が行われたとしても、商標局はこれとは別に、商標法に基づき著名性を独自判断することとなり、統一性に欠ける）が見られるため、小委員会が設置され新たなガイドラインの策定が今後進められる模様である。

意匠に関しては、長官によれば、国際登録に関わるハーグ協定への2015年中の加盟は実現しない見通し。その背景には、マドリッドプロトコルへの加盟を優先課題とする方針、そして、日本及びアメリカの動向を静観するとの姿勢（但し両国の

加盟は2015年2月13日付で採択されており、同5月13日に発効する)がある模様である。

出願を認可する迄の所要期間は依然として長く、審査基準の厳格性や、審査官の人員不足が問題視されているので、DIPは2015年に新たな国家予算を獲得し、人員を確保して状況の改善にあたることにしている。

本記事に関連する情報として、2014年10月28日付 The Nation (タイ主要紙の1つ)の新聞記事(抜粋抄訳)を紹介する。

■ 知的財産登録所要期間、短縮化へ

「来年のAEC(アセアン経済共同体)発足を前に、企業による商業活動や市場競争をより重視した上で、タイ知的財産局(DIP)は知的財産の登録に要する審査所要期間の短縮化を図る方針。具体的には、例えば特許:60ヶ月⇒48ヶ月、意匠:18ヶ月⇒12ヶ月、商標:17ヶ月⇒12ヶ月、著作権:23日⇒5日といった構想。タイにおいては旧来より、人員不足やITインフラ不全等を理由として、アセアン他国に比して審査所要期間が長期化する傾向にある。DIPは今後、手続きの見直し、及び審査官の増員といった対応を通じて、所要期間の短縮化を図る方針。」

DIP調べでは、DIPの特許審査官数はアセアン主要国において最も少なく、これにより、登録迄の所要期間は平均73ヶ月と、マレーシアの32ヶ月、インドネシアの60ヶ月、フィリピンの54ヶ月、ベトナムの24-36ヶ月を上回っている。DIP長官 Malee Choklumlerd氏によると、DIP歳入は毎年約5億バーツである一方、事業運営費は約3-4億バーツに留まっており、今後、国庫への財務支援要請を通じて基金を設立し、知的財産関連の諸問題に対処して行く考え。」

この記事から、DIPにおける人員不足、そして付随する手続き上の遅れは、アセアン主要各国と比較しても深刻な状況にあることが分かる。

(編集協力:日本技術貿易(株)IP総研)